

石川県が発注する建設工事における技術者及び現場代理人の
兼務等の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石川県が発注する建設工事における技術者(主任技術者、監理技術者、建設業法第26条第3項第2号における監理技術者の行うべき職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)をいう。以下同じ。)及び現場代理人の兼務等について必要な事項を定めるものとする。

(主任技術者の兼務)

第2条 当面の間、以下のすべてに該当する場合は、建設業法施行令第27条第2項に定める、密接な関係のある二以上の建設工事を同一の専任の主任技術者が管理することができる場合として取り扱うものとする。

- 一 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請負人が施工する場合等を含む。)であること
- 二 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合であること
- 三 次に定める工事でないこと
 - ア 新工法を採用した工事
 - イ 施工条件が厳しい工事
 - ウ 第三者に対する影響が大きい工事
 - エ トンネル・橋梁などの重要構造物工事
 - オ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
 - カ その他、兼務を承認することが適当でない工事

2 前項の場合において、一の主任技術者が管理することのできる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

3 前2項の規定は、監理技術者の配置を要する場合には適用しない。

(情報通信技術を活用した主任(監理)技術者の兼務)

第3条 以下のすべてを満たす工事の場合は、建設業法(以下、「法」という。)第26条第3項第1号に基づき、同一の専任の主任(監理)技術者(主任技術者、監理技術者をいう。以下同じ。)が2件まで管理できるものとする。

- 一 工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)であること。
- 二 工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- 三 各建設工事の下請次数が3次までであること。
- 四 主任(監理)技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(土木一式工事又は

建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)を工事現場ごとに配置すること。

五 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じること。

六 人員配置の計画書を作成し、工事現場に備え置くと共に営業所において保存すること。

七 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ当該機器を利用可能な環境が確保されていること。

2 前項の規定は、監理技術者補佐を配置する場合には適用しない。

(監理技術者補佐を配置することによる監理技術者の兼務)

第4条 以下のすべてを満たす工事の場合は、法第26条第3項第2号に基づき、同一の監理技術者が2件まで管理できるものとする。

一 予定価格が3億円未満(営繕工事(建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。)にあっては2億円未満)であること。

二 兼務する工事がいずれも石川県が発注するものであること。

三 工事現場間の距離が概ね10km以内であること。

四 監理技術者が、工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

五 工事の規模や施工の難易度等から監理技術者の兼務が認められないと判断される工事でないこと。

六 兼務する工事毎に監理技術者補佐を専任で配置すること。

2 前項第五号における監理技術者補佐については、以下のすべてを満たす者であること。

一 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

二 主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。)又は監理技術者の資格を有する者であること。

三 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。

四 監理技術者補佐が担う業務について発注者に説明できること。

(連続する工作物等の工事における技術者の兼務)

第5条 複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の専任の技術者が管理することができるものとする。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計が5,000万円(令和7年1月31日までは4,500万円)以上(建築一式工事については8,000万円(令和7年1月31日までは7,000万円)以上)となるときは、監理技術者を配置すること。

(発注における条件の明示)

第6条 県は、予定価格が4,500万円(令和7年1月31日までは4,000万円)以

上（建築一式工事については9,000万円（令和7年1月31日までは8,000万円）以上）の工事の発注にあたっては、第2条及び第4条に基づく主任（監理）技術者の兼務に関する可否等を入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知書に記載するものとする。

（申請手続）

第7条 請負代金の額が4,500万円（令和7年1月31日までは4,000万円）以上（建築一式工事については9,000万円（令和7年1月31日までは8,000万円）以上）となる工事に配置する技術者に、他の工事に従事している技術者を配置しようとする者は、契約締結後、「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届」とともに「技術者の兼務承認申請書」（様式第1号）を併せて提出するものとする。

2 事前審査を希望する者は、県が入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知を行った日から5日以内で県が指定する日までに、「技術者の兼務承認に係る事前審査申請書」（様式第2号）を提出するものとし、県は、以下に定める日の3日前までに、事前審査の結果を書面で回答するものとする。

- 一 一般競争入札にあつては、入札参加資格確認申請書の提出期限の日
- 二 指名競争入札にあつては、入札日の初日
- 三 見積徴収にあつては、見積書提出期限の日

（配置予定技術者の兼務に関する申請手続）

第8条 一般競争入札における配置予定技術者として、他の工事に従事している技術者を配置しようとする入札参加者は、県が入札公告で指定する日までに、「技術者の兼務承認申請書」（様式第1号）を提出するものとする。

2 配置予定技術者の兼務の可否に関する審査は、原則として、開札後、落札候補者についてのみ行うものとする。

（兼務の承認）

第9条 前2条に規定する申請を受けた主務課長又は所長は、申請書及び発注者支援データベースシステム等により重複する工事の状況を確認し、兼務に支障がないと認める場合はこれを承認すること。

2 主務課長又は所長は、技術者の兼務を承認しない場合、一般競争入札に係る申請であつて他に配置可能な技術者がいないときは、配置予定技術者に係る要件を満たさないものとして当該入札参加者の入札書を無効とし、指名競争入札及び随意契約に係る申請であるときは、他の技術者を配置するよう受注者に指示するものとする。

3 変更契約により請負代金の額が4,500万円（令和7年1月31日までは4,000万円）以上（建築一式工事については9,000万円（令和7年1月31日までは8,000万円）以上）となった工事の技術者が他の工事の技術者を兼務する場合についても、承認が必要となるので、主務課長又は所長は、「技術者の兼務承認申請書」（様式第1号）

を受注者から提出させたいうえで、前2項に準じて取り扱うこと。

- 4 総合評価方式を実施した場合においては、兼務が承認されないことを理由として、入札参加資格確認申請の際に配置予定技術者とした者以外を技術者として配置することは認めない。

(他工事の発注機関としての承認)

第10条 他機関の発注した工事に関し、県が「他工事発注機関」として兼務に関する承認を求められた場合においても、本要領の趣旨を踏まえ、適切に対応するものとする。

(現場代理人の常駐義務の緩和)

第11条 当面の間、以下のいずれかに該当する場合は、石川県建設工事標準請負契約約款(以下「約款」とする。)第10条第3項に基づき、現場代理人について工事現場への常駐を要しないものとする。ただし、第2号については、当該期間に限るものとし、発注者との打合せ等により当該期間が明確になっていることを要する。

- 一 当該工事の請負代金の額が、4,500万円(令和7年1月31日までは4,000万円)未満(建築一式工事については9,000万円(令和7年1月31日までは8,000万円)未満)である場合
 - 二 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入若しくは仮設工事等が開始されるまでの期間又は工事の全部の施工を一時中止している期間等である場合
- 2 受注者は、前項に基づき現場代理人の工事現場への常駐を要しないものとされた場合についても、以下を満たすよう必要な措置を講じなければならない。
- 一 当該工事現場の状況を常に把握でき、かつ発注者の求めにより速やかに工事現場に戻ることが可能であること
 - 二 発注者(約款第9条に基づき発注者が配置する監督員を含む。)と常に携帯電話等により連絡を取ることが可能であること

(現場代理人の兼務)

第12条 前条の規定により工事現場への常駐を要しないものとされた現場代理人は、県の承認を得て、他工事の現場代理人等を兼務することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 請負代金の額が4,500万円(令和7年1月31日までは4,000万円)以上(建築一式工事については9,000万円(令和7年1月31日までは8,000万円)以上)の他の工事現場の技術者及び現場代理人
 - 二 現場代理人として兼務する工事の契約額の合計が概ね9,000万円(令和7年1月31日までは8,000万円)以上となる場合
- 2 技術者及び現場代理人を同一人が兼ねる場合であって、技術者の兼務を承認したときは、前項の規定にかかわらず、技術者の兼務を認めた工事について、現場代理人の兼務も認めるものとする。

(申請手続)

第 13 条 県発注工事を落札した者が、落札した工事の現場代理人として、他工事の現場代理人となっている者を配置しようとする場合は、「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届」に「現場代理人の兼務確認申請書」（様式第 3 号）を添えて主務課長又は所長へ提出するものとする。

2 前項の兼務が承認された受注者は、現場代理人の兼務の状況に変更が生じた場合、「現場代理人の兼務状況変更報告書」（様式第 4 号）を提出するものとする。

(兼務の承認)

第 14 条 前条に規定する申請又は報告を受けた主務課長又は所長は、記載内容を確認し、兼務に支障がないと認める場合はこれを受付するものとする。

なお、兼務の可否を判断するに当たっては、兼務する工事が概ね 2、3 件程度であり、かつ、現場間の移動時間が概ね 30 分以内であること又は同一市町内であることを目安とする。

2 主務課長又は所長は、現場代理人の兼務を認めない場合は、他の現場代理人を選任するよう受注者に指示するものとする。

(指導技術者と技術者等の兼務)

第 15 条 技術者（工事現場への専任を要するものに限る。）又は現場代理人（以下「技術者等」という。）と他工事の指導技術者（総合評価方式における若手技術者育成方式試行要領に定める指導技術者をいう。以下同じ。）を同一人に兼務させようとする者は、技術者等として従事する工事の発注機関に対し、技術者等の兼務に係る申請書を提出するものとする。

(兼務の承認)

第 16 条 前条に規定する申請を受けた主務課長又は所長は、技術者等と指導技術者の兼務が適当であると認めた場合は、受付印を押印した申請書の写しを申請者に交付するものとする。

なお、同一人が兼務可能な工事件数は、指導技術者として配置されるものを合わせて 3 件までとし、兼務の可否については、第 2 条から第 14 条までの規定に準じて判断する。

2 兼務の承認を受けた申請者は、指導技術者として従事する工事の発注機関の長に対し、前項の受付印のある申請書の写しを提出すること。

(若手技術者育成方式における取扱い)

第 17 条 若手技術者育成方式を実施する入札において、別工事の技術者等に従事する者を、入札を実施する工事の配置予定の指導技術者とする場合は、別工事の発注機関の長に対し、第 15 条に定める申請を行うものとし、県が入札公告で指定する日までに、同発注機関の

受付印のある申請書の写しを添付するものとする。

- 2 若手技術者育成方式を実施する入札において、別工事の指導技術者に従事する者を、入札を実施する工事の配置予定の指導技術者とする場合は、入札参加資格確認申請の際、別工事の発注機関に提出した「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届」（当該指導技術者について届け出たもの。）の写しを添付するものとする。
- 3 前項の場合において、工事を落札し、指導技術者を配置したときは、落札した工事に係る「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届」の写しを同発注機関に提出すること。

（適用範囲）

第 18 条 第 15 条から第 17 条までに定める取扱いについては、石川県土木部が発注する工事に限るものとし、石川県土木部以外の機関が発注する工事の技術者等と石川県土木部が発注する工事の指導技術者の兼務については当該機関の取扱いに従うものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成 28 年 6 月 3 日から施行する。
- 2 本要領の施行日以前に契約した工事について、本要領の施行日以降に主任技術者及び現場代理人の兼務等に関する申請があった場合は、本要領に定める取扱いによるものとする。
- 3 本要領の施行日以前に入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知において主任技術者の兼務の可否を明示した工事について、予定価格又は請負代金の額が、本要領の施行日以降は主任技術者の専任が不要となる金額である場合は、本要領に定める兼務の申請は必要ないものとする。
- 4 前項に定める場合及び建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 192 号）の施行により、従前、監理技術者の配置が必要であったものが主任技術者の配置で足りることとなる場合について、配置技術者の途中交代は、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほかは認めないものとする。

附 則

- 1 本要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 本要領の施行により、従前、監理技術者の配置が必要であったものが主任技術者の配置で足りることとなる場合について、配置技術者の途中交代は、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほかは認めないものとする。

附 則

- 1 本要領は、令和 6 年 1 2 月 1 8 日から施行する。
- 2 本要領の施行により、従前、監理技術者の配置が必要であったものが主任技術者の配置で足りることとなる場合について、配置技術者の途中交代は、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほかは認めないものとする。